

北塩原村こども・子育て計画 概要版

発行年月 令和7年3月
発行 北塩原村

「こども」の表記について

こども基本法では、18歳や20歳といった一定の年齢で必要な支援がとぎれないよう、「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としています。

本計画では「こども」の表記を法令に根拠がある場合や固有名詞、他の語との関係を示す場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとしています。このため、「こども」、「子ども」、「子供」が混在する表記となっています。

1 計画策定の背景

国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こどもの権利や幸福を守り、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。

本村のみならず我が国の人口及び出生数は減少傾向にあります。少子化の背景には、子育て、家事、地域や社会における役割、就業等との両立、女性に負担を強いる環境など、様々な要因が絡み合っているとされており、夫婦や家庭、地域、そして社会が子育て当事者、そして、これから育つこどもたちが将来に対し、前向きになれる、夢や希望を持てる環境を整えていく必要があります。



また、近年、児童虐待やヤングケアラー、こどもの自殺の増加など、こどもの人権等の問題が顕在化してきたことも背景に、国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を我が国社会の真ん中に据え（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方針を示したところです。



本村においては、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進することにより、こどもの権利や幸福を守り、全てのこどもが、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「北塩原村こども・子育て計画」を策定するものです。

こども・子育て計画

少子化対策

こども・若者
育成支援

こどもの
貧困解消対策

子育て支援

次世代育成
支援

成育医療
対策

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づき策定する「市町村こども計画」として位置付け、他法令に基づくこども施策に関する事項を一体のものとして作成することができるとされています。

本村では、こども・若者、子育て当事者への施策を総合的かつ計画的に推進するため、「こども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策行動計画」等を一体化した「北塩原村こども・子育て計画」とします。

また、本村の最上位計画である「北塩原村第五次総合振興計画（平成29年3月策定）」やその他の個別計画と整合を図るものとします。

3 計画の期間

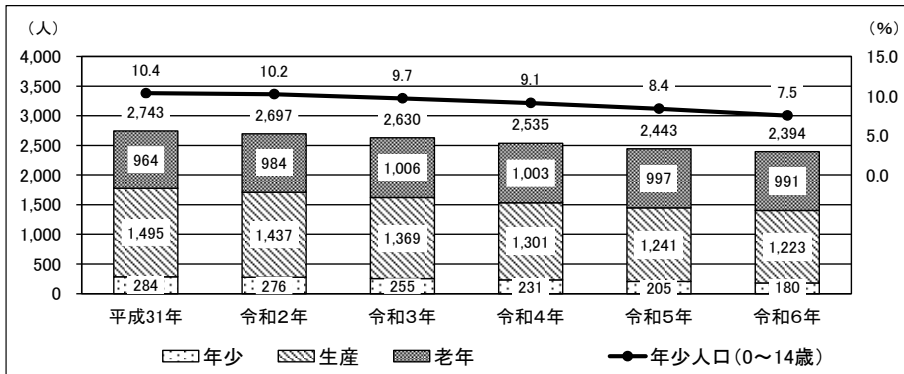
本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とし、令和9年度に中間見直しを行います。また、毎年度、評価、点検を行い、必要に応じ見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定	毎年度：推進 → 点検 → 見直し				
			中間見直し		次期計画策定

4 こども・若者・子育てを取り巻く現状

(1)人口の状況

◇人口(年齢3区分)



※年少…0~14歳 生産…15~64歳 老年…65歳以上

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

年々減少傾向

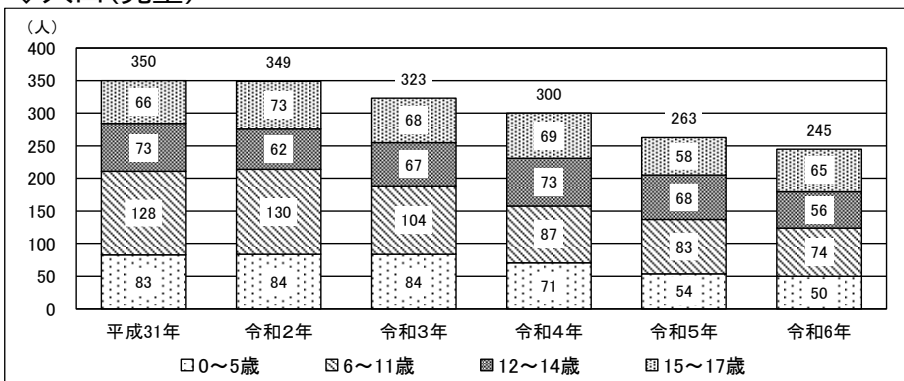
【総人口】

・平成31年 2,743人
・令和 6年 2,394人
⇒349人減少

【年少人口】

・平成31年 284人
・令和 6年 180人
⇒104人減少

◇人口(児童)



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

年々減少傾向

【0~5歳】

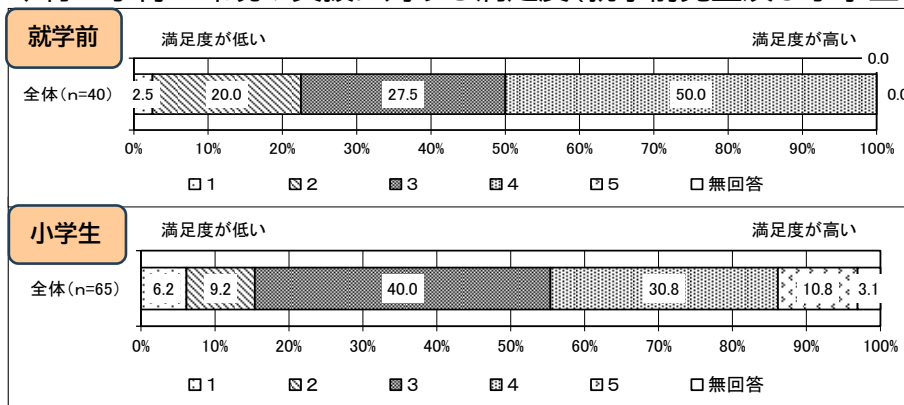
・平成31年 83人
・令和 6年 50人
⇒33人減少

【6~11歳】

・平成31年 128人
・令和 6年 74人
⇒54人減少

(2)子育てアンケート及びこども・若者意識調査結果

◇村の子育て環境や支援に対する満足度(就学前児童及び小学生の保護者)



「満足度が高い」が約半数

就学前児童:50.0%
小学生:41.6%

※「高い(5)」、「やや高い(4)」と答えた方の合計

※回答数
就学前児童:40名

◇自分が幸せだと思う(中学生・高校生・18~20歳)

項目	結果
「自分が幸せだと思う」と答えた方の割合 (「とても幸せ」「どちらかといえば幸せ」の割合の合計)	中学生:90.2% 高校生:100% 18~20歳:84.0%

高い割合で幸せを感じている

※回答数
中学生:51名
高校生:21名
18~20歳:25名

◇村内での暮らしの満足度(20・30代 ※子育て世帯除く)

項目	結果
村での暮らしに「満足」と答えた方の割合 (「とても満足」「どちらかといえば満足」の割合の合計)	32.4%

約1/3が満足と回答

※回答数37名

5 基本理念

北塩原村こども・子育て計画【令和7年度～令和11年度】
こどもの夢を育み みんなの笑顔きらめく 希望の環（わ）
子育てプラス きたしおばら

地域の皆さんの力により築き上げてきた子育て環境をさらに光り輝くものとするとともに、村内における全ての活動主体が、本村の自然景観・環境、思いやりなどの温かな思いによる様々な取り組みにより、村民の結びつきがより強まり、しなやかな環（わ）となることを目指すものとします。

そして、家庭や子育てが、人生に夢や希望を与え、喜びが実感できる前向きでかけがえのないライフイベントであることを、より多くの皆さんに届け、そのような社会を実現していきます。

6 基本方針

こども・子育て計画の基本理念の実現に向けては、国が定めた「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画2024」、福島県が定める「福島県こども計画(こどもまんなかプラン)」などとの整合性を図りながら、施策の展開を図るものとし、施策の展開においては、村の現状、課題を踏まえて以下の6つの基本方針により、取り組みを進めていきます。

方針①

こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります



方針②

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます



方針③

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます



方針④

良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます



方針⑤

それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます



方針⑥

村の特色(美しい景観・環境、地域住民のつながり)を生かし、誰もが子育てしたくなる北塩原村を実感できるよう、地域社会全体で取り組みます



7 施策体系

基本理念	重要事項	基本目標	施策の方向性
こどもの夢を育み みんなの笑顔きらめく 希望の環（わ） 子育てプラス きたしおぼら	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者の権利保障の促進	① こどもの権利の尊重と普及啓発、人権教育の推進 ② こども・若者の意見表明と社会参画の推進
		(2) こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	① 多様な遊びや体験活動の推進（遊びの質の向上、体験活動の推進、運動習慣・体力向上、文化芸術体験機会の提供、読書活動の推進） ② 青少年健全育成の推進
		(3) こどもまんなかまちづくり	① 全ての人にとって生活しやすい環境の整備 ② 通学路等の安全性の確保 ③ こどもの遊び場づくり ④ こどもと楽しく外出できる環境づくり ⑤ 子育て世帯への住宅支援
		(4) こども・若者が活躍できる機会づくり	① 次世代を担う人材の育成 ② スポーツ競技力の向上 ③ 国際理解・国際交流の推進
		(5) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の払拭
		(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	① プレコンセプションケア（将来の妊娠を考え男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと）の推進、普及・啓発、相談支援 ② 性と健康に関する相談支援 ③ 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援
		(7) こどもの貧困対策	① 幼児教育・保育の無償化 ② 教育費負担の軽減 ③ 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援 ④ 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援 ⑤ スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築
		(8) 援助を必要とするこどもや家庭への支援	① 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ② 児童虐待防止対策の強化 ③ 社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援 ④ ヤングケアラーへの支援
		(9) 犯罪などの危険からこどもを守る取組	① こども・若者の自殺対策 ② こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援
	Ⅱ ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期における施策	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ② こどもの育ちの保障と遊びの充実（幼児教育・保育の質の向上、人材育成、子育て支援の拠点づくり）
		(2) 学童期・思春期における施策	① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実 ② こどもの居場所づくり ③ 小児医療体制やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ⑤ いじめ防止と不登校のこどもへの支援
		(3) 青年期における施策	① 高等教育の修学支援やキャリア形成支援 ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ③ 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 幼児教育・保育の無償化 ② 医療費の無償化 ③ 児童手当等の支給 ④ 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等
		(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	① 子育てについての相談や情報提供 ② 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進 ③ 子育て応援の気運醸成 ④ 家庭教育支援の推進
		(3) 共働き・共育での推進	① 男性の家事・子育てへの参画促進 ② ワーク・ライフ・バランスの促進
		(4) ひとり親家庭への支援	① 経済的支援 ② 子育て・生活支援 ③ 相談支援